

平成25年第2回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第73号	宝塚市営霊園管理基金条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	6月7日
議案第74号	宝塚市再生可能エネルギー基金条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第75号	宝塚市新ごみ処理施設建設基金条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第76号	宝塚市環境基金条例を廃止する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第77号	宝塚市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第78号	宝塚市自転車の安全利用に関する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第79号	宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第80号	宝塚市民の文化芸術に関する基本条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第81号	宝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
請願第21号	路上喫煙防止等に関する請願	趣旨採択 (全員一致)	
請願第24号	「宝塚ガーデンフィールズ」を新たな文化・環境・観光資源として活かしたまちづくりに関する請願	採択 (全員一致)	

審査の状況

① 平成25年6月4日 (議案審査)

・出席委員	◎たぶち 静子	○伊藤 順一	石倉 加代子	伊福 義治
	大島 淡紅子	坂下 賢治	中野 正	藤本 誠

② 平成25年6月7日 (議案審査)

・出席委員	◎たぶち 静子	○伊藤 順一	石倉 加代子	伊福 義治
	大島 淡紅子	坂下 賢治	中野 正	藤本 誠

③ 平成25年6月20日 (委員会報告書協議)

・出席委員	◎たぶち 静子	○伊藤 順一	石倉 加代子	伊福 義治
	大島 淡紅子	坂下 賢治	中野 正	藤本 誠

(◎は委員長、○は副委員長)

平成25年第2回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第73号 宝塚市営霊園管理基金条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

宝塚市営霊園の施設の管理及び改修に要する経費並びに同霊園の使用場所の返還に伴い使用者に還付する永代管理料に充てるために、宝塚市営霊園管理基金を処分することができるようとするため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

＜質疑の概要＞

問1 長尾山霊園について、現在134区画の返還を受けているとのこと。

すみれ墓苑は利用者募集中だが、長尾山霊園の返還分は今後どうするのか。

答1 すみれ墓苑の貸出状況を勘案しながら検討しなければならないが、専門家によると、長尾山霊園の返還分の再募集についてはすみれ墓苑の貸出には直接影響がないとの意見もあり、有効活用できるよう検討したい。

また、再募集にあたっては利用料・管理料の見直しや、施設改善等も必要であり、それらも考えながら時期を検討したい。

自由討議 なし

討論 なし

審査結果 可決（全員一致）

平成25年第2回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第74号 宝塚市再生可能エネルギー基金条例の制定について

議案第75号 宝塚市新ごみ処理施設建設基金条例の制定について

議案第76号 宝塚市環境基金条例を廃止する条例の制定について

議案の概要

(議案第74号)

市民、事業者、NPO及び行政などが協働で、再生可能エネルギーの導入推進や普及啓発に係る取組を行うことで、将来にわたる低炭素社会の実現に寄与することを目的に、新たに宝塚市再生可能エネルギー基金を設置するため、条例を制定しようとするもの。

(議案第75号)

新たなごみ処理施設の建て替えに向けて基金を積み立てる必要があることから、新たに宝塚市新ごみ処理施設建設基金を設置するため、条例を制定しようとするもの。

(議案第76号)

宝塚市環境基金を廃止し、同基金に属する現金を新たに設置する宝塚市新ごみ処理施設建設基金と宝塚市再生可能エネルギー基金に充てるものとし、これに伴い条例を廃止しようとするもの。

論 点 制定の目的・必要性及び今後の考え方について

＜質疑の概要＞

問1 環境基金の配分のルールは。

答1 具体的なルールはないが、環境基金の目的と、原資の大部分が兵庫県環境事業公社の解散に伴う配分によるものであり、内容の多くが廃棄物処理に関する資金だったことを勘案し、環境基金のより多くの部分を新ごみ処理施設建設基金に充て、残りを再生可能エネルギー基金に充てるもの。

問2 配分等決定の経過は。

答2 新ごみ処理施設建設には相当な資金がかかり、再生可能エネルギーについては、今後推進する中で一定の資金が必要と考えた上で、新ごみ処理施設建設についておむね8割の1億円余、再生可能エネルギーについては2割の2,500万円とした。

問3 再生可能エネルギー推進については、国のエネルギー政策の下にあると考えるが、再生可能エネルギー基金に繰り入れた根拠は。

答3 市として、昨年から再生可能エネルギーについて課を設けて推進している。今回基金を設けることによりできる限り一般財源を抑制し、再生エネルギーの財源を明確にし、市民に市の姿勢を示した。公共施設への再生エネルギーの導入や市民エネルギー推進助成への活用が考えられる。

問4 再生可能エネルギー基金の目的が不明確では。

答4 今までの取組の中で助成の必要が想定されるものであり、具体的な内容は今持っていない。今後審議会で議論していきたい。

問5 新ごみ処理施設建設に多額の予算が必要な中、再生可能エネルギー推進に基金が本当に必要なのか。今後再生可能エネルギーはどうなるのか。

答5 再生可能エネルギーについては、昨年から事業を立ち上げており、市民や事業者、NPOとともに進めている。今まで啓発が中心であったが、懇談会形式などによりアイデアを出してもらってきた。

これからは、基金を設けることで事業の幅が広がると考えており、地域主体の自立したエネルギーを増やすことが第一義と考えている。

問6 今後、公共施設の建てかえ等やらないといけないことがたくさんある。施策の優先順位はほかにあるのでは。今後枠を作って再生可能エネルギー基金を増やす方法はあるのか。

答6 公共施設の建てかえにあたっては、再生可能エネルギーの導入を検討するなど、環境に配慮したものにしないといけないと考えている。

基金設置後の歳入については、寄附や支援をお願いしたいと考えている。山手台小学校の全量売電の売り上げは、文部科学省の補助金の指針に合致していることから、剰余金を基金に戻すことが許可されており、運用型でやっていきたい。

問7 一般会計の繰り入れは考えていないのか。再生可能エネルギー基金は使い切るものなのか。

答7 一般財源の投入を抑制したいと考えているが、今の段階では投入しないということ。今後基金の取り崩しか一般財源の投入かも含めて事業を検討していきたい。

問8 答弁が漠然としている。新ごみ処理施設建設にしほるべきではないか。

答8 新ごみ処理施設整備については基金を増設し、今後基本構想検討委員会を立ち上げる予定であり、平成36年度稼働に向け、今年度をスタートして取り組んでいきたい。

今後、基本構想、基本計画、具体的な施設整備と適切な施設規模の検討に向けてやっていく。

自由討議

議員A 2,500万円のしっかりとした使い方がないという思いがぬぐえない。

議員B 新ごみ処理施設建設は進めていかないといけない。再生可能エネルギー基金に

については、本当は反対したいぐらいである。宝塚市に目に見えた再生可能エネルギーがあるのならいいが、太陽光などの地域でもあり得るエネルギーであり、本来なら国の補助金で行うべき。お金がいくらでもいる時代に入っていくので、よく考えて使って欲しい。

討 論 なし

審査結果

議案第74号 可決（全員一致）

議案第75号 可決（全員一致）

議案第76号 可決（全員一致）

平成25年第2回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第77号 宝塚市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

道路法施行令の一部が改正されたことに伴い、条例において引用している同政令の条文にずれが生じたので、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

＜質疑の概要＞

なし

自由討議 なし

討論 なし

審査結果 可決（全員一致）

平成25年第2回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第78号 宝塚市自転車の安全利用に関する条例の制定について

議案の概要

市、自転車利用者、保護者、関係団体、自転車小売業者の責務又は役割を明らかにし、自転車の利用に関わるあらゆる人々が力を合わせて、自転車の安全利用を促進し、交通事故の防止を目指すため、条例を制定しようとするもの。

論 点 条例の内容及び今後の進め方

＜質疑の概要＞

問1 事業者の役割を設けることにより、今までとどう変わることか。

答1 これまででは、事業者に対し点検・整備や、保険加入の推進などを働きかけることが出来なかつたが、施行後は取組に努めてもらえるよう推進していく。

問2 条例制定により市に賠償責任が生ずるのでは。

答2 自転車事故に対する責任は、一義的には当事者同士にある。市としては少しでも事故が減るよう啓発に努めたい。

問3 道路環境の整備を推進とあるが、市内には歩道のないところもある。現状との間に乖離が出てこないか。

答3 道路の幅員や交通量の増加で道路の構造が耐えられるかどうかということもある。現実には自転車道の設置可能な場所は少ないが、現在、自転車道を設置する試みもある。

問4 自転車安全利用推進員について詳細と活動内容は。

答4 自転車安全利用推進員は市長から委嘱を受ける。権限については、兵庫県警とも協議のうえ、自転車の安全利用の啓発を行い、警察官が行うような取締り行為までは行わない。なお、県警から20名の方が地域交通安全推進員を委嘱されており、その方たちにも推進員への参加をお願いするとともに、一緒になって活動していく。市内24の小学校区に1人ずつ配置し、声かけや啓発キャンペーンなど地域に沿った形での啓発を考えている。

また、警察と協議のうえ、重点箇所を定め啓発を始めるなど活動していきたい。

問5 保護者の責務をあえて記載した理由は。

答5 安全教育については、行政や学校が行うだけでは万全でない。保護者にも責務として協力を促し、日常の点検整備や保険加入など安全に走行できる環境を整えるなど努めてほしい。

問6 他市では中学生を安全推進員に任命し、取り組んでいるところもあるようだが、本市の見解は。

答6 事例を見ながら検討していきたい。

問7 安全教育について、事故の発生状況と年齢別の把握は。

答7 平成24年度では30代が17%、40代が14%だが、第一当事者としては6歳から15歳までが34%と一番多い。

問8 学校での今までの取組状況と、取り組んでいない学校のその理由は。

答8 小学校において1年生に対する交通教室の取組が24校中16校、自転車教室の取組が24校中10校。どちらかに取り組んでいる学校が21校あり、小学校全体の80%となっている。

また、授業中に取り組んでいない学校でも、長期休暇に入る前に、長期休暇の過ごし方などを記載したお知らせの中で、自転車の安全指導を行っている。

問9 損害賠償に対する教育は。

答9 中学校ではDVD教材などを使い啓発に努めている。小学校では、発達段階にあわせて、加害には責任があるということを指導に含めていく必要があると考えている。

問10 自転車協会やサイクリング協会、リサイクル協会等との協議は。

答10 条例策定の段階で、自転車商業組合の組合長と自転車の整備・点検、STマーク、保険について協議した。スーパーとも損害賠償保険の周知について協議した。市民にはパブリックコメントを行っており、団体としては、体育協会所属のサイクリングクラブと協議している。リサイクル事業者には概要版を配布し、周知に努めてもらうことを考えている。

問11 事故が起ったときの裁判において、条例の存在はどんな影響を与えるのか。

答11 第5条の保護者の責務などは理念規定であり、直接的に権利関係には及ばないと考えている。

問12 道路整備の推進については期待しているが、モデル地域を考えているのか。

答12 新たな道路の拡幅は難しいが、幅員16mの道路では既存地を利用して、できれば地域とも調整しながら進めていきたい。

条例制定の趣旨は、自転車の安全確保とともに歩行者の安全確保も考えており、自転車も歩行者も通行する自転車歩行者道の環境改善も大きな目玉として考えており、今後取り組んでいきたい。

自由 討 議	なし
討 論	なし
審 査 結 果	可決（全員一致）

平成25年第2回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第79号 宝塚市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

宝塚山手台地区における地区計画の都市計画の変更にあわせて、当該地区計画の区域内における建築物の制限を変更するため、条例の一部を改正しようとするもの。

また、建築物の敷地面積の最低限度に係る制限について、新たに同一計画地区内に制限の異なる区域を定めたことに伴い、当該制限に係る条例の規定を整備しようとするもの。

論 点 なし

＜質疑の概要＞

なし

自由討議 なし

討論 なし

審査結果 可決（全員一致）

平成25年第2回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第80号 宝塚市民の文化芸術に関する基本条例の制定について

議案の概要

文化・芸術振興に関する基本的な視点や考え方を明確にするとともに、市民と行政が一体となり、本市ならではの優れた市民文化を創造的に発展させ、将来に引き継いでいくことにより、文化の薫り高い宝塚を実現するため、条例を制定しようとするもの。

論 点 条例の内容及び今後の進め方

＜質疑の概要＞

問1 条例の中に事業者、企業について記載がないが、その役割はどうなっているのか。

答1 第2条第2項の「市民」に規定しているその他の団体の中に事業者、企業を含んでいる。大きく市民というくくりの中で、個人で文化活動をする方、鑑賞する方、また団体で活動する方、NPO法人の方の中に事業者、企業も位置づけ役割を担ってもらおうと考えている。

問2 文化の薫るまちづくり研究会の提言はどのように生かされたのか。

答2 研究会として一番大きな提言は、文化芸術振興条例をつくって欲しいということだった。これまで、いただいた提言が実行に移せなかつたという反省も含め、今回の条例検討委員会のメンバーには7人中文化の薫るまちづくり研究会から4人に委員として参画いただき、研究会での議論をふまえ、提言内容も加味して条例に盛り込んだ。

問3 青少年の文化活動に関して、学校とのかかわりはどう捉えているのか。また、大学とのかかわりは。

答3 青少年に対する文化芸術活動の充実については、第8条に規定しており、基本計画を考える中で教育委員会とも相談していく。市内の大学には、専門領域の学部があり、実践活動のできる学生も多くいる。いろんな方々に盛り立てていただいて進めていかないといけない中で、大学の存在は大きいと考えており、積極的に声をかけ、参加していただくよう努めたい。

問4 第5条で、市の役割のひとつに市民の自主的な文化芸術活動の内容に干渉することがないよう十分配慮しなければならないとしつつ、第6条では、必要な財政上の措置を講ずるものとするとしているが、それらの整合性は。

答4 市では多くの意見を集約し、文化芸術に対する考え方をまとめていくが、この条例の中に文化芸術に対する定義は設けず、文化芸術の意味を広く捉えようとし

ている。第5条は個々の活動について自由を尊重することを規定しているものであり、第6条は大きな意味で財政的措置を講じることを規定している。個々すべてに財政的措置を講ずるのは難しいが、議論を集約して努力したいと考えている。

問5 第7条は、場を新しく作れと読めるが、場の整備は慎重に考えて欲しい。具体的な場所をさすのではなく、学校等を活用した交流する機会の整備をすると捉えていいのか。

答5 物理的な場という意味もあるが、広く解せば市がそういう機会を作っていくという意味も含めての整備と考えている。

問6 市には歴史的な建造物も多いが、市民からそれぞれ個々に文化遺産だという声が上がってきたとき、財政的な措置が可能なのか。

答6 文化の範囲は、舞台芸術、文学、生活文化など幅広く含まれており、当然、文化財というのも我々が継承していかなければならないものと考え、ここに挙げている。ある意味では精神的な条例としての意味合いもあり、具体的な活用等については、現にある文化財保護条例の中で教育委員会と調整しながら検討したい。

問7 基本計画の策定にあたっては、宝塚市民文化芸術振興会議の意見を聴かなければならぬとなつておる、振興会議はかなり発言力が大きいように受け取れるが。

答7 条例では、あくまで基本理念や市の役割など基本的なことを定めており、具体的な施策は基本計画に委ねている。この基本計画を検討していくのが宝塚市民文化芸術振興会議であり、その役割は大変重要なものになってくると考えている。

問8 宝塚市民文化芸術振興会議で補助金の支出や評価も検討することを考えているのか。

答8 どういった補助金のあり方がいいのか、文化活動に対する支援のあり方など検討していく事になろうかと考えるが、補助金の審査まで踏み込むかどうかは検討の余地があると考えている。

問9 振興会議の中には補助金を受ける立場の人もいると考えられる。利害関係者が入って補助金の審査をするというのはいかがなものか。

答9 個々の補助金のあり方ではなく、広い観点で市の支援のあり方を中心に議論していくとご理解いただきたい。

自由討議 なし

討論 なし

審査結果 可決（全員一致）

平成25年第2回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第81号 宝塚市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

管理者が務めている上下水道局長の職を上下水道局の職員の中から任命し、管理者を補佐する体制を強化するため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 妥当性について

＜質疑の概要＞

問1 階層がひとつ増えるということは、組織を簡略化していくといいう今までの方向性からいくと、逆行しているのでは。

答1 平成17年度の上下水道事業統合から平成23年度までに1部3課を削減し、平成25年度までに22名の職員を削減するなど効率的な運営に努めてきたが、近年、阪神水道企業団からの受水や庁舎建て替えなど抱える問題も多くなっている。

また、水道局では部長級のポストがなく、昇格すれば本庁に戻らざるをえないため、蓄積された技術が伝承されることなく流出してしまうという側面もあり、今回の条例改正となった。

問2 一階層増えることで、意思決定などに遅れは出ないか。また、人件費が増えることについての対策は。

答2 意思決定などの遅れについては、職務権限の見直しにより迅速な意思決定を図っていきたい。人件費については、上水道下水道とも年々定数削減を行っており、今年度も料金事務の包括委託により職員の削減を行うなど、コスト削減にはこれからも努めていきたい。

自由討議 なし

討論 なし

審査結果 可決（全員一致）

平成25年第2回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

請願第21号 路上喫煙防止等に関する請願

請願の項目

- 1 現在ある宝塚市「ポイ捨て禁止条例」に「路上喫煙防止」を付記し改正すること。
- 2 小中学校生徒に興味本位で喫煙することを防ぐ「喫煙防止教育」を推進すること。

論 点 なし

＜質疑の概要＞

問1 請願者は広範囲にわたる活動団体のようだが、具体的にどんな被害があったと聞いているか。

答1 小さな子どもさんをつれたお母さんは、やけどや煙が子どもの顔にかかる 것을懸念されている。市は啓発だけでなく実行に移すときと考えておられ、その取組と効果的な教育を願っておられる。

問2 既存の条例ではどんな規制をしているのか。

答2 ポイ捨て禁止条例は、エリアを決めて捨ててはいけないとする美観の観点からの条例であるが、そこにくわえたばこの禁止などを加えることを考えている。

問3 喫煙も権利とまでは言わないが、喫煙者が喫煙する場所の確保も必要では。

答3 全ての路上で禁止するということではなく、人出の多い駅前などの散乱防止重点区域でのみ禁止しようとするもの。

問4 兵庫県の受動喫煙防止条例だけでは補いきれないのか。

答4 県の条例には路上喫煙を防止する網掛けがなく、屋内での規制がメインであり防ぎきれない。

問5 美観の観点からの既存条例と趣旨の違う請願項目についてどう思うか。

答5 目的は条例のあり方そのものではない。既存の条例に付記する方が早く対応できると思っているが、より効果的な方法があれば、その方法で実現して欲しい。

問6 中学校におけるたばこの健康被害についての啓発教育の現状は。

答6 小、中学校とも保健体育の保健の分野で扱っており、喫煙、飲酒は健康を損なうといった内容のものになっている。

問7 喫煙防止教育の中で、たばこ税の話はするのか。

答7 社会の公民の分野で税の仕組みや種類の話をする程度。

問8 既存の条例に付記できるのか。手続き上は可能か。

答8 一条だけ付記するのではなく、目的から改正していく必要がある。条例の全部改正という方法もあるので、手法として出来ないことはない。

自由討議

議員A 条例に盛り込むのではなく、マナーや常識でとどめる方がいいのではないか。

議員B 項目1については、既存の条例に付記するのか、新しく条例をつくるのか、より良いものにするためにはもう少し議論が必要ではないか。項目2の「喫煙防止教育」の推進についてはしっかりやってもらいたい。

その他

議員C 議論がいろいろあった中で、趣旨採択としてはどうか。

討論なし

審査結果 趣旨採択（全員一致）

平成25年第2回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

請願第24号 「宝塚ガーデンフィールズ」を新たな文化・環境・観光資源として活かしたまちづくりに関する請願

請願の項目

- 1 「宝塚ガーデンフィールズ」を新たな文化・環境・観光資源として活かしたまちづくりを推進してください。
- 2 上記のことを実現するために、早急に市民や専門家を交えた研究会等を設置してください。

論 点 なし

＜質疑の概要＞

問1 この土地の持つ価値について、どう考えているのか。

答1 敷地内にある温室は建てかえをしているが、建築当時は先駆的なものであったときいている。戦前では珍しかったオオオニバスの栽培や、設立当時に植樹したヤシが現存するなど、学術的な価値や歌劇文化の象徴的風景はまだまだ評価しきれていないと考えている。

問2 市民の力で全てをというのは大変難しいことと思うが、請願者には自分たちが主になってやっていこうという気持ちを持っておられるのか。

答2 各団体は、それぞれの観点からこの土地を評価されている。まちづくりのグループ、宝塚の芸術文化を考えるグループ、植物園の研究をしてきたグループなど、いろんな観点のグループが、行政と一緒に考えていくことになる。それぞれ関心を高く持っておられる方々なので、この後も責任を持ってかかわっていかれると確信している。

問3 ガーデンフィールズがなくなる理由は何だと考えているか。

答3 集客が開業当時の見込みに達しないという、経営的な判断だと考えている。

問4 請願者から阪急に存続を求めることが出来たが、何か交渉されたのか。

答4 何もしていないわけではなく、協議の場も持っている。請願者が交渉することで、市との交渉に妨げがあってはいけないので、自粛されている。

問5 目的を定めずに土地を購入することは可能なのか。

答5 具体的なことは何も決定していないが、当該地の性格として、市民の記憶の深い、また観光文化の中心地でもあることから、市として新しい宝塚文化を創造していくための土地活用を進めていきたいという考え方を持っている。

また、本来は利用計画を決定してから土地の取得を行うべきだが、閉園の話が

出た時には阪急側のスケジュールはある程度決まっており、急ぐ話でもあったので、今回は土地の取得と平行して利用計画を立てていくことになった。

問6 請願が採択された場合、土地の利用について請願者が関与することは可能なのか。

答6 市長の選挙公約に「市民の声を広く聴く」とあり、そういう意味ではワークショップを開催するなどして広く意見を聴いていきたいと考えている。

問7 財源を考えずに土地取得を表明するという危険性を考えざるを得ない。民が維持できなくなったら市がすべて買わないといけないのかとの思いだが、どう考えるのか。

答7 阪急から報告を受けたときには、財源や利用計画を逡巡している余裕はなかった。あの時市が何も手を施さなければ、おそらくあの土地は2度と手に入らなかつたと思う。重い決断をした上で土地の取得を表明したということは、是非ご理解いただきたい。

ただし、現在想定しているのは土地の取得費用のみで、建物や植物園などの維持費用は入っておらず、財政面では大変なことだと思っているが、できるだけイニシャルコストは下げていきたいと考えている。

財源対策については、阪急と取得交渉中であり購入価格を下げるよう努力するとともに、補助金など活用できるものは活用し、できるだけ一般財源を投入しないような形で取得したいと考えている。

自由討議 なし

討論

(賛成討論)

請願者が研究会等に参画される折には、是非市民の税金を使っているという責任感を持って参加して欲しいという願いを込めて賛成。

審査結果 採択（全員一致）